

無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定が必要となります。

（１）施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化の対象となるために、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただき、市から施設等利用給付認定通知書を交付します。

（２）施設等利用給付認定申請の対象者

さぬき市で住民登録をしており、幼稚園・こども園（１号認定子ども）で預かり保育の利用を希望するお子さんを持つ保護者で、保育の必要性が認定される世帯が対象です。（３号認定は、市民税非課税世帯のみとなります。）

さぬき市に転入される方は、転入前の市町村で「施設等利用給付認定」を受けている場合であっても、さぬき市で新たに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

（３）無償化の対象範囲

認定区分	年齢	保育の必要性	所得制限	月額上限額 (1日450円×利用日数)
2号	3歳児～5歳児	あり	なし	11,300円
3号	満3歳	あり	市民税非課税世帯	16,300円

（注意）満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの子ども

（４）施設等利用給付認定申請に必要な書類

利用（予定）施設に幼児教育・保育の無償化の対象施設であるか、確認してください。

以下の書類を準備し、利用（予定）施設に提出してください。

さぬき市幼保こども園課への提出締切りは、利用希望月の前月25日です。

- 1 施設等利用給付認定申請書兼現況届・・・子ども1人につき1枚
○3号認定の申請を希望する場合のみ、個人番号（マイナンバー）を記入し、申請者の個人番号確認及び本人確認が必要になります。
- 2 保育を必要とする事由を確認するための書類（裏面を参照してください。）
- 3 市町村民税課税証明書 ⇒個人番号（マイナンバー）の提出により省略可
※3号認定の申請を希望する場合で、算定年度の1月1日にさぬき市以外で住民登録していた方
○令和5年1月1日に住民登録のあった市町村の「令和5年度市町村民税課税証明書」
○令和6年1月1日に住民登録のあった市町村の「令和6年度市町村民税課税証明書」
(令和6年6月以降に取得可能)

保育を必要とする事由を証する書類

保育を必要とする事由を証する書類は、父・母、同居の祖父母等（65歳以上不要）、認定を受けようとする子どもと生計を同じくする方の全員について該当するものを添付してください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労 （月64時間以上）	就労証明書※1
妊娠・出産 （出産予定日の前後4か月）	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる部分）
疾病・障害 （家庭での保育ができない場合）	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 診断書又は障害者手帳の写しを添付
介護・看護 （同居の親族を常時介護・看護するため）	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 診断書、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写しを添付
就学	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 在学証明書の写しを添付
求職活動	求職活動申立書
虐待・DV	事実を証明できる書類
災害復旧	り災証明書など
育児休業取得時に既に預かり保育を利用している （当該育児休業に係る子どもが1歳になるまでに職場復帰する場合）	就労証明書（育児休業期間記載のもの）

※1 内定の場合は、勤務開始後速やかに「就労証明書」を提出してください。

（5）施設等利用給付認定後の手続き

○現況届の提出について

2号認定・3号認定を受けた方について、保育を必要とする事由等の変更の有無について、1年に1回調査確認を行います。

○施設等利用給付認定の変更について

世帯の状況、保育を必要とする事由などの変更があり、当初に受けた施設等利用給付に変更が生じた場合は、在籍施設又はさぬき市幼保こども園課までお問い合わせください。

（6）施設等利用費の支払い

利用料は、施設に支払い、施設から領収書を発行してもらいます。施設等利用費請求書に領収書などを添付して、施設経由で市に提出し、利用料の償還（払戻し）を受けます。

給付額は、実際に支払った1か月分の利用料の実績額と支給限度額を比較して、小さい方となります。

問合せ先

〒769-2395

さぬき市寒川町石田東甲935番地1

幼保こども園課 電話：0879-26-9906